

【決定事項】		資料頁
1. 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 (人事課)	P. 3
2. 我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	企画総務部 (人事課)	P. 10
3. 我孫子市福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	健康福祉部 (障害者支援課)	P. 13
4. 我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	健康福祉部 (高齢者支援課)	P. 20
5. 我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	健康福祉部 (国保年金課)	P. 31
6. 我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	子ども部 (子ども支援課)	P. 59
7. 我孫子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	子ども部 (保育課)	P. 60
8. 我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	子ども部 (保育課)	P. 61
9. 我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	子ども部 (保育課)	P. 62
10. 我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について	環境経済部 (企業立地推進課)	P. 63
11. 我孫子市下水道条例及び我孫子市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について	建設部 (下水道課)	P. 67
12. 我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 (都市計画課)	P. 71
13. 我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 (建築住宅課)	P. 74
14. 我孫子市開発行為に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都市部 (市街地整備課)	P. 77

15. 我孫子市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	消防本部 (予防課)	P. 79
16. 我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	生涯学習部 (文化・スポーツ課)	P. 83
17. 我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	生涯学習部 (文化・スポーツ課)	P. 88
18. 我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	生涯学習部 (文化・スポーツ課)	P. 98
【報告事項】		資料頁
1. 令和7年度指定事務事業問題点・対応報告書について	企画総務部 (企画政策課)	P. 101
2. 令和8年第1回我孫子市議会臨時会提出議案	企画総務部 (行政管理課)	P. 102
3. 令和8年第1回我孫子市議会定例会提出予定議案	企画総務部 (行政管理課)	P. 104
【その他事項】		資料頁
1. 4月1日及び10月1日付け人事異動における辞令書交付の省略について	企画総務部 (人事課)	—

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間（我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であつて、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当を除いたものとする。</p> <p><u>（初任給調整手当）</u></p> <p><u>第9条の2 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額20,000円を超え</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間（我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であつて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当を除いたものとする。</p>

ない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する第一種初任給調整手当に限る。以下同じ。）として支給する。

2 前項に規定する職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第21条の3 第6条第3項から第9項まで及び第9条の2から第10条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

（令和8年4月1日から当分の間に支給する給料の特例）

18 令和8年4月1日から当分の間、給料表の適用を受ける職員（定年前

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第21条の3 第6条第3項から第9項まで、第10条及び第10条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

（令和7年4月1日から当分の間に支給する給料の特例）

18 令和7年4月1日から当分の間、給料表の適用を受ける職員（定年前

再任用短時間勤務職員を除く。)のうち、その職務の級が7級及び8級のものに係る給料月額は、給料月額から当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 職務の級が7級の職員 100分の0.5

(2) 職務の級が8級の職員 100分の1

別表第2(第5条関係)

等級別基準職務表

表略

備考

- この表において「市長事務局」とは、地方自治法第158条第1項の規定により市長が設ける内部組織をいう。

2 略

再任用短時間勤務職員を除く。)のうち、その職務の級が7級及び8級のものに係る給料月額は、給料月額から当該給料月額に100分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

別表第2(第5条関係)

等級別基準職務表

表略

備考

- この表において「市長事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により市長が設ける内部組織をいう。

2 略

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p><u>第5条 初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第14条 <u>第5条及び第6条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>第5条 削除</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第14条 <u>第6条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の我孫子市一般職の職員の給与に関する条例

第9条の2の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

- 3 第2条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定は、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員には適用しない。

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例に関する資料

議案第 1 号

1 初任給調整手当の新設

(1) 支給対象の職種 (第 9 条の 2 第 1 項)

特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの

◆規則で定める内容

土木、建築、電気及び機械の職

(2) 支給対象人数 (令和 8 年 4 月 1 日時点の予定人数)

土木	建築	電気	機械	合計
12人	4人	3人	2人	21人

(3) 規則で定める支給期間及び支給月額 (第 9 条の 2 第 3 項)

在職期間	支給月額
1 年以下	20,000 円
1 年を超え 2 年以下	16,000 円
2 年を超え 3 年以下	12,000 円
3 年を超え 4 年以下	8,000 円
4 年を超え 5 年以下	4,000 円

2 給料を減額する特例措置の改正 (附則第 18 項)

(1) 改定内容

		7 級	8 級
減額割合	改定前	1 %	1 %
	改定後	0.5 %	1 %

(2) 対象職員数及び平均年齢 (令和 8 年 1 月 1 日現在)

	7 級	8 級
対象職員数	84 人	12 人
平均年齢	54.5 歳	57.9 歳

(3) 給料を減額する特例措置の経緯

年度	内容
H 2 2	2 級以上について 2 % の減額措置を開始
H 2 5	5 級を 3 %、6 級及び 7 級を 3. 5 % に減額割合引上げ
H 2 7	7 級制から 8 級制への移行（1 級を 1 級・2 級に分割）に伴い、減額対象職員を 2 級以上から 3 級以上に整理
R 元	3 級の減額割合を 1. 5 % に引下げ
R 4	3 級及び 4 級の減額措置を撤廃
R 5	5 級の減額措置を撤廃 6 級を 2 %、7 級及び 8 級を 2. 5 % に減額割合引下げ
R 6	6 級を 1 %、7 級及び 8 級を 2 % に減額割合引下げ
R 7	6 級の減額措置を撤廃 7 級及び 8 級を 1 % に減額割合引下げ

(4) ラスパイレス指数及び県内順位

年度	指数	県内順位	年度	指数	県内順位
H 2 1	1 0 4 . 2	1 位	H 3 0	1 0 0 . 8	2 8 位
H 2 2	1 0 2 . 5	1 1 位	R 元	1 0 0 . 9	1 9 位
H 2 3	1 0 2 . 7	1 0 位	R 2	9 9 . 5	3 4 位
H 2 4	1 1 1 . 6	6 位	R 3	9 9 . 3	4 1 位
H 2 5	1 1 1 . 1	7 位	R 4	9 8 . 8	4 4 位
H 2 6	1 0 2 . 7	6 位	R 5	9 9 . 8	3 1 位
H 2 7	1 0 1 . 7	6 位	R 6	1 0 0 . 0	2 5 位
H 2 8	1 0 1 . 1	1 7 位	R 7	1 0 0 . 6	1 5 位
H 2 9	1 0 1 . 3	1 6 位			

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)から(4)まで 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="padding-left: 2em;">（令和8年4月1日から当分の間に支給する給料の特例）</p> <p>3 令和8年4月1日から当分の間、特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">職名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: right;">911,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: right;">778,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">711,000円</td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td style="text-align: right;">691,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	市長	911,000円	副市長	778,000円	教育長	711,000円	水道事業管理者	691,000円	<p style="text-align: center;">（期末手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の227.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)から(4)まで 略</p> <p>3 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="padding-left: 2em;">（令和7年4月1日から当分の間に支給する給料の特例）</p> <p>3 令和7年4月1日から当分の間、特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">職名</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td style="text-align: right;">882,000円</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td style="text-align: right;">754,000円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td style="text-align: right;">688,000円</td> </tr> <tr> <td>水道事業管理者</td> <td style="text-align: right;">668,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	市長	882,000円	副市長	754,000円	教育長	688,000円	水道事業管理者	668,000円
職名	給料月額																				
市長	911,000円																				
副市長	778,000円																				
教育長	711,000円																				
水道事業管理者	691,000円																				
職名	給料月額																				
市長	882,000円																				
副市長	754,000円																				
教育長	688,000円																				
水道事業管理者	668,000円																				

別表（第3条関係）

職名	給料月額
市長	<u>930,000円</u>
副市長	<u>794,000円</u>
教育長	<u>725,000円</u>
水道事業管理 者	<u>705,000円</u>

別表（第3条関係）

職名	給料月額
市長	<u>900,000円</u>
副市長	<u>769,000円</u>
教育長	<u>702,000円</u>
水道事業管理 者	<u>682,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例に関する資料

1 改正内容

(1) 給料月額の変定 (附則第3項及び別表)

一般職の職員について給料表を令和7年度から平均3.3%引き上げたことを考慮し、常勤の特別職の職員の給料月額を3.3%引き上げる。(単位:円)

	削減前 (本来の支給額)			削減後 (実際の支給額)		
	改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額
市長	900,000	930,000	30,000	882,000	911,000	29,000
副市長	769,000	794,000	25,000	754,000	778,000	24,000
教育長	702,000	725,000	23,000	688,000	711,000	23,000
水道事業管理者	682,000	705,000	23,000	668,000	691,000	23,000

(2) 期末手当の引上げ (第4条第2項)

一般職の職員について期末手当及び勤勉手当の支給月数を令和7年度から0.05月分引き上げたことを考慮し、常勤の特別職の職員について期末手当の支給月数を0.05月分引き上げる。

		6月期	12月期	年間支給月数
期末手当	改定前	2.275月	2.275月	4.55月
	改定後	2.3月	2.3月	4.6月

2 近隣市の常勤の特別職の職員に係る給料月額及び期末手当の年間支給月数

(令和8年1月1日現在)

(1) 給料月額 (単位:円)

	我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市	松戸市
市長	882,000	974,900	926,500	900,000	972,000	1,050,000
副市長	754,000	801,400	800,000	780,000	831,000	860,000
教育長	688,000	731,400	741,300	705,000	750,000	760,000
水道事業管理者	668,000	667,500	717,300	—	740,000	760,000

(2) 期末手当の年間支給月数

我孫子市	柏市	流山市	鎌ヶ谷市	野田市	松戸市
4.55月	4.65月	4.6月	4.65月	4.65月	4.6月

我孫子市福祉手当支給条例の一部を改正する条例

我孫子市福祉手当支給条例（昭和58年条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、心身障害児、<u>重度知的障害者及び</u>ねたきり身体障害者に対して福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、その生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 心身障害児 <u>20歳</u>未満の者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項<u>の規定により</u>身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者のうち身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、心身障害児、<u>心身障害者、知的障害者、</u>ねたきり身体障害者<u>及びねたきり高齢者等</u>に対して福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、その生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 心身障害児 <u>18歳</u>未満の者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項<u>に規定する</u>身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者のうち身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障</p>

体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に規定する3級以上の障害のあるもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）**第45条第2項の規定により**精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）が1級又は2級のもの

害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に規定する3級以上の障害のあるもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）**第45条に規定する**精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級（以下「障害等級」という。）が1級又は2級のもの

(2) 心身障害者 18歳以上の者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）が判定した知的障害者のうち知能指数が35以下のもの

イ 児童相談所又は更生相談所が判定した知的障害者のうち知能指数が36以上50以下のもので重複の障害のあるもの

(2) 重度知的障害者 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けていない20歳以上の者であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）が判定した知的障害者のうち知能指数が35以下のもの

イ 児童相談所又は更生相談所が判定した知的障害者のうち知能指数が36以上50以下のもので重複の障害のあるもの

(3) ねたきり身体障害者 20歳以上65歳未満の者であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者

ウ 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち等級表に規定する2級以上の障害のあるもの

エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち障害等級が1級のもの

(3) 知的障害者 前号ア又はイに該当する者で、かつ、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けていないものをいう。

(4) ねたきり身体障害者 18歳以上65歳未満の者であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 第2号ウに該当する者

イ 略

(対象者)

第3条 手当の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている心身障害児、**重度知的障害者及び**ねたきり身体障害者とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は**中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）**による支援給付受給者

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の規定による障害児福祉手当及び**同法**第26条の2の規定による特別障害者手当並びに国民

イ 略

(5) ねたきり高齢者等 65歳以上の者であつてねたきり又は認知証の症状がおおむね6月以上継続しており介添えがなければ日常生活において自用を満たすことが著しく困難なものをいう。

(対象者)

第3条 手当の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、本市の住民基本台帳に記録されている心身障害児、**心身障害者、知的障害者、ねたきり身体障害者及びねたきり高齢者等**とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は**中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）**による支援給付受給者

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第17条の規定による障害児福祉手当及び第26条の2の規定による特別障害者手当並びに国民年金

年金法等の一部を改正する法律
(昭和60年法律第34号)附則第97
条の規定による福祉手当の支給を
受けている者

(3) 略

(申請、決定等)

第4条 略

2 略

3 前項の規定により支給の決定を

法等の一部を改正する法律(昭和6
0年法律第34号)附則第97条の規定
による福祉手当の支給を受けてい
る者

(3) 略

**2 前項本文の規定にかかわらず、身
体障害者福祉法、知的障害者福祉法
又は障害者の日常生活及び社会生
活を総合的に支援するための法律
(平成17年法律第123号)に基づき
本市において援護を実施している
対象者のうち、本市以外の市町村
(特別区を含む。以下同じ。)の住
民基本台帳に記録されているもの
は本市に居住し本市においてその
記録がされているものとみなし、本
市の住民基本台帳に記録されてい
る対象者のうち、身体障害者福祉
法、知的障害者福祉法又は障害者の
日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律に基づき本市
以外の市町村において援護を実施
しているものは本市においてその
記録がなされていないものとみな
す。**

(申請、決定等)

第4条 略

2 略

3 前項の規定により支給の決定を

受けた者（以下「受給者」という。）は、申請事項に変更が生じたとき又は**前条**に規定する対象者の要件に該当しなくなつたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（手当の額及び支給方法）

第5条 手当の額は、対象者 **1人につき月額8,650円**とする。

2 手当の支給は、**前条第1項**の規定による申請をした日の属する月の翌月から第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなつた日の属する月までとする。

3 **前項**に定めるもののほか、手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

受けた者（以下「受給者」という。）は、申請事項に変更が生じたとき又は**第3条**に規定する対象者の要件に該当しなくなつたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（手当の額及び支給方法）

第5条 手当の額は、**次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額**とする。

(1) **心身障害児** 月額8,650円

(2) **心身障害者** 月額6,500円

(3) **知的障害者** 月額8,650円

(4) **ねたきり身体障害者** 月額8,650円

(5) **ねたきり高齢者等** 月額6,500円

2 **前項各号の手当の額は、これを重複して支給することができない。**

3 手当の支給は、**第4条第1項**の規定による申請をした日の属する月の翌月から第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなつた日の属する月までとする。

4 **前2項**に定めるもののほか、手当の支給方法に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の我孫子市福祉手当支給条例（以下「改正前の条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による支給の申請をし、及び改正前の条例第 4 条第 2 項の規定による支給の決定を受けた者（この条例による改正後の我孫子市福祉手当支給条例第 3 条の対象者に該当しない者に限る。）に係る福祉手当の支給については、改正前の条例第 1 条から第 5 条までの規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例

我孫子市介護保険条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="252 562 360 595">附 則</p> <p data-bbox="188 622 751 779">（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）</p> <p data-bbox="156 804 788 1944">第5条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に給与所得（<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第7条において同じ。</u>）又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28</p>	<p data-bbox="901 562 1010 595">附 則</p> <p data-bbox="837 622 1401 779">（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）</p> <p data-bbox="805 804 1437 1944">第5条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する</u>給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条</p>

条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2及び3 略

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第6条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定に

第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2及び3 略

ついで第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規

定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2

第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号

ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項

に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第7条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市

町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である場合

0円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号

に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000

円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控

除して得た額を控除して得た額

以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度に
おける保険料率の算定についての
第9条第1項の規定の適用につい
ては、当該第1号被保険者が前項第
1号に掲げる者に該当し、かつ、同
項第2号又は第3号に掲げる者の
いずれかに該当するときは、当該第
1号被保険者は、同年度分の地方税
法の規定による市町村民税が課さ
れている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

我孫子市国民健康保険税条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下こ</p>

において「介護納付金」という。) 及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)及び(3) 略

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 から 4 まで 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。))第703条の4第30項に規定する18歳

の条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2)及び(3) 略

2 から 4 まで 略

以上被保険者をいう。以下同じ。)

につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.08を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について24,400円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.46を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について24,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属

者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの

（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第21条第1項において同じ。）

及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）

をいう。第3号及び同項において同じ。）以外の世帯 **25,100円**

(2) 特定世帯 **12,550円**

(3) 特定継続世帯 **18,825円**

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に**100分**

者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの

（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第21条第1項において同じ。）

及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）

をいう。第3号及び同項において同じ。）以外の世帯 **25,000円**

(2) 特定世帯 **12,500円**

(3) 特定継続世帯 **18,750円**

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に**100分**

の3.38を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,200円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.17を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について20,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第9条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人につい

の3.85を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.04を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について18,100円とする。

て1,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る
子ども・子育て支援納付金課税額の
18歳以上被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以
上被保険者均等割額は、18歳以上被
保険者1人について100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げ
る国民健康保険税の納税義務者
に対して課する国民健康保険税の額
は、第2条第2項本文の基礎課税額
からア及びイに掲げる額を減額し
て得た額(当該減額して得た額が66
万円を超える場合には、66万円)、
同条第3項本文の後期高齢者支援
金等課税額からウに掲げる額を減
額して得た額(当該減額して得た額
が26万円を超える場合には、26万
円)、同条第4項本文の介護納付金
課税額からエに掲げる額を減額し
て得た額(当該減額して得た額が17
万円を超える場合には、17万円) **並
びに同条第5項の子ども・子育て支
援納付金課税額からオ及びカに掲
げる額を減額して得た額**の合算額
とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定
する総所得金額及び山林所得金額

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げ
る国民健康保険税の納税義務者
に対して課する国民健康保険税の額
は、第2条第2項本文の基礎課税額
からア及びイに掲げる額を減額し
て得た額(当該減額して得た額が66
万円を超える場合には、66万円)、
同条第3項本文の後期高齢者支援
金等課税額からウに掲げる額を減
額して得た額(当該減額して得た額
が26万円を超える場合には、26万
円) **並びに**同条第4項本文の介護納
付金課税額からエに掲げる額を減
額して得た額(当該減額して得た額
が17万円を超える場合には、17万
円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定
する総所得金額及び山林所得金額

の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合

の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合

にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **17,080円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **17,570円**

(イ) 特定世帯 **8,785円**

(ウ) 特定継続世帯 **13,178円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **8,540円**

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **14,000円**

にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **16,800円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **17,500円**

(イ) 特定世帯 **8,750円**

(ウ) 特定継続世帯 **13,125円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **8,400円**

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について **12,670円**

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,260円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 70円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に

規定する世帯主を除く。) 1

人について 12,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,550円

(イ) 特定世帯 6,275円

(ウ) 特定継続世帯 9,413円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,100円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,000円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 900円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課

規定する世帯主を除く。) 1

人について 12,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,500円

(イ) 特定世帯 6,250円

(ウ) 特定継続世帯 9,375円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,000円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 9,050円

税額の18歳以上被保険者均等割額
18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 50円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **4,880円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **5,020円**

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について **4,800円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **5,000円**

(イ) 特定世帯 2,510円

(ウ) 特定継続世帯 3,765円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,440円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,000円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 360円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)

(イ) 特定世帯 2,500円

(ウ) 特定継続世帯 3,750円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,620円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)

がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 **3,660円**

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 **6,100円**

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 **9,760円**

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 **12,200円**

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 **3,600円**

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 **6,000円**

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 **9,600円**

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 **12,000円**

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額
を減額した世帯 1,830円

イ 前項第2号ウに規定する金額
を減額した世帯 3,050円

ウ 前項第3号ウに規定する金額
を減額した世帯 4,880円

エ アからウまでに掲げる世帯以
外の世帯 6,100円

**(3) 国民健康保険の被保険者に係
る子ども・子育て支援納付金課税
額の被保険者均等割額 次に掲げ
る世帯の区分に応じ、それぞれ未
就学児1人について次に定める額**

**ア 前項第1号オに規定する金額
を減額した世帯 270円**

**イ 前項第2号オに規定する金額
を減額した世帯 450円**

**ウ 前項第3号オに規定する金額
を減額した世帯 720円**

**エ アからウまでに掲げる世帯以
外の世帯 900円**

3 国民健康保険税の納税義務者の
世帯に地方税法施行令第56条の89
第4項に規定する出産被保険者（以
下「出産被保険者」という。）が属
する場合における当該納税義務者
に対して課する所得割額 **並びに**被
保険者均等割額 **及び18歳以上被保
険者均等割額**（第1項に規定する金

ア 前項第1号ウに規定する金額
を減額した世帯 1,800円

イ 前項第2号ウに規定する金額
を減額した世帯 3,000円

ウ 前項第3号ウに規定する金額
を減額した世帯 4,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以
外の世帯 6,000円

3 国民健康保険税の納税義務者の
世帯に地方税法施行令第56条の89
第4項に規定する出産被保険者（以
下「出産被保険者」という。）が属
する場合における当該納税義務者
に対して課する所得割額 **及び**被保
険者均等割額（第1項に規定する金
額を減額するものとした場合にあ

額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額 **及び18歳以上被保険者均等割額**）は、当該所得割額 **並びに**被保険者均等割額 **及び18歳以上被保険者均等割額** から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)から(6)まで 略

(7) 国民健康保険の出産被保険者

に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者

に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

つては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額 **及び**被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)から(6)まで 略

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

(上場株式等に係る配当所得等に
係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の2**及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条

(上場株式等に係る配当所得等に
係る国民健康保険税の課税の特例)

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条

第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の2**及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは

第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所

「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の2**及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に

得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に

係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の2**及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条

係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条

の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の2**及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の2**及び第21条の規定の適用については、第3条第

の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び

1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における

山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における

第3条、第6条、第8条、**第9条の**

2及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等

第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等

の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の2**及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額

の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用

並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、**第8条、第9条の2**及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例

配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2

法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、**第9条の2**及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実

の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」

施特例法」という。) 第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(令和元年度以後の国民健康保険税の減免の特例)

15 当分の間、令和元年度以後の第22条第1項第2号による国民健康保険税(第2条第2項、第3項**及び第5項**に規定する所得割額に限る。)の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

という。) 第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(令和元年度以後の国民健康保険税の減免の特例)

15 当分の間、令和元年度以後の第22条第1項第2号による国民健康保険税(第2条第2項**及び**第3項に規定する所得割額に限る。)の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の我孫子市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「府令」という。）の例による。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の8の2第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

（職員）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの又は採用の日から起算して1年以内に修了することを予定しているもの」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、府令に定める基準の例による。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「府令」という。）の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、府令に定める基準の例による。

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第43条第2号の規定の適用については、同号中「1.65平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第3条 法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、府令に定める基準の例による。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

我孫子市中小企業資金融資条例（昭和35年条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（利子補給）</p> <p>第7条 市長は、この条例の規定による資金の融資を受けた中小企業者等に対し、<u>年4パーセント</u>以内の利子補給を行うものとする。ただし、第3条第1項に定める貸付期間を超える期間に係る利子については、補給しない。</p>	<p>（利子補給）</p> <p>第7条 市長は、この条例の規定による資金の融資を受けた中小企業者等に対し、<u>年3パーセント</u>以内の利子補給を行うものとする。ただし、第3条第1項に定める貸付期間を超える期間に係る利子については、補給しない。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

我孫子市中小企業資金融資条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市中小企業資金融資条例施行規則（昭和49年規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
<p>(利子補給率)</p> <p>第5条 条例第7条の規定による貸付金の利子補給率は、別表第1のとおりとする。ただし、当該利子補給率が<u>年4パーセント</u>に満たない場合において、市長が特に必要と認めたときは、<u>年4パーセント</u>の範囲内で利子補給を行うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>	<p>(利子補給率)</p> <p>第5条 条例第7条の規定による貸付金の利子補給率は、別表第1のとおりとする。ただし、当該利子補給率が<u>年3.0パーセント</u>に満たない場合において、市長が特に必要と認めたときは、<u>年3.0パーセント</u>の範囲内で利子補給を行うことができる。</p> <p>2 略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 1155 555 1223">資金の種類</th> <th data-bbox="555 1155 791 1223">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1223 555 1592">運転資金</td> <td data-bbox="555 1223 791 1592"><u>年4パーセント</u>又は貸付利率に50/100を乗じて得た割合のいずれか低い方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1592 555 1960">設備資金</td> <td data-bbox="555 1592 791 1960"><u>年4パーセント</u>又は貸付利率に60/100を乗じて得た割合のいずれか低い方</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	利子補給率	運転資金	<u>年4パーセント</u> 又は貸付利率に50/100を乗じて得た割合のいずれか低い方	設備資金	<u>年4パーセント</u> 又は貸付利率に60/100を乗じて得た割合のいずれか低い方	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="839 1155 1201 1223">資金の種類</th> <th data-bbox="1201 1155 1437 1223">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="839 1223 1201 1592">運転資金</td> <td data-bbox="1201 1223 1437 1592"><u>年3.0パーセント</u>又は貸付利率に50/100を乗じて得た割合のいずれか低い方</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1592 1201 1960">設備資金</td> <td data-bbox="1201 1592 1437 1960"><u>年3.0パーセント</u>又は貸付利率に60/100を乗じて得た割合のいずれか低い方</td> </tr> </tbody> </table>	資金の種類	利子補給率	運転資金	<u>年3.0パーセント</u> 又は貸付利率に50/100を乗じて得た割合のいずれか低い方	設備資金	<u>年3.0パーセント</u> 又は貸付利率に60/100を乗じて得た割合のいずれか低い方
資金の種類	利子補給率												
運転資金	<u>年4パーセント</u> 又は貸付利率に50/100を乗じて得た割合のいずれか低い方												
設備資金	<u>年4パーセント</u> 又は貸付利率に60/100を乗じて得た割合のいずれか低い方												
資金の種類	利子補給率												
運転資金	<u>年3.0パーセント</u> 又は貸付利率に50/100を乗じて得た割合のいずれか低い方												
設備資金	<u>年3.0パーセント</u> 又は貸付利率に60/100を乗じて得た割合のいずれか低い方												

小口零細企業資金	運転資金	<u>年4パーセント</u> 又は貸付利率に50/100を乗じて得た割合のいずれか低い方
	設備資金	<u>年4パーセント</u> 又は貸付利率に60/100を乗じて得た割合のいずれか低い方
大型店進出対策資金	運転資金	<u>年4パーセント</u>
	設備資金	<u>年4パーセント</u>
創業支援資金	運転資金	<u>年4パーセント</u> 又は貸付利率に70/100を乗じて得た割合のいずれか低い方
	設備資金	<u>年4パーセント</u> 又は貸付利率に80/100を乗じて得た割合のいずれか低い方

小口零細企業資金	運転資金	<u>年3.0パーセント</u> 又は貸付利率に50/100を乗じて得た割合のいずれか低い方
	設備資金	<u>年3.0パーセント</u> 又は貸付利率に60/100を乗じて得た割合のいずれか低い方
大型店進出対策資金	運転資金	<u>年3.0パーセント</u>
	設備資金	<u>年3.0パーセント</u>
創業支援資金	運転資金	<u>年3.0パーセント</u> 又は貸付利率に70/100を乗じて得た割合のいずれか低い方
	設備資金	<u>年3.0パーセント</u> 又は貸付利率に80/100を乗じて得た割合のいずれか低い方

小児科支援 資金	運転資金	年4パーセン ト	小児科支援 資金	運転資金	年3.0パーセ ント
	設備資金	年4パーセン ト		設備資金	年3.0パーセ ント
備考 略			備考 略		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の我孫子市中小企業資金融資条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係る資金の融資から適用し、同日前の申込みに係る資金の融資については、なお従前の例による。

我孫子市下水道条例及び我孫子市公共下水道事業審議会条例の一部を
改正する条例

(我孫子市下水道条例の一部改正)

第1条 我孫子市下水道条例（昭和44年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 我孫子市の設置する公共下水道の管理、使用、施設の構造の基準等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 我孫子市の設置する公共下水道<u>(地域下水道を含む。)</u>の管理、使用、施設の構造の基準等については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 地域下水道 特定地域を単位として設置された下水道をいう。</u></p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5) し尿処理施設 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第72号に規定するし尿処理施設をいう。</u></p> <p><u>(6)</u> 略</p>

- (5) 略
 - (6) 略
 - (7) 略
 - (8) 略
 - (9) 略
 - (10) 略
 - (11) 略
 - (12) 略
- (設置)

第3条 本市が設置する公共下水道の区域は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	設置区域
略	

第4条及び第5条 削除

- (7) 略
 - (8) 略
 - (9) 略
 - (10) 略
 - (11) 略
 - (12) 略
 - (13) 略
 - (14) 略
- (設置)

第3条 本市が設置する公共下水道及び地域下水道の区域は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	設置区域
略	
我孫子市地域 下水道	久寺家1丁目及び久 寺家2丁目

2 し尿処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久寺家処理場	我孫子市柴崎1番地

第4条 削除

(地域下水道への準用規定)

第5条 この条例のうち公共下水道に関する規定は、地域下水道について準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは「地域下水道」と読み替えるものとする。

(我孫子市公共下水道事業審議会条例の一部改正)

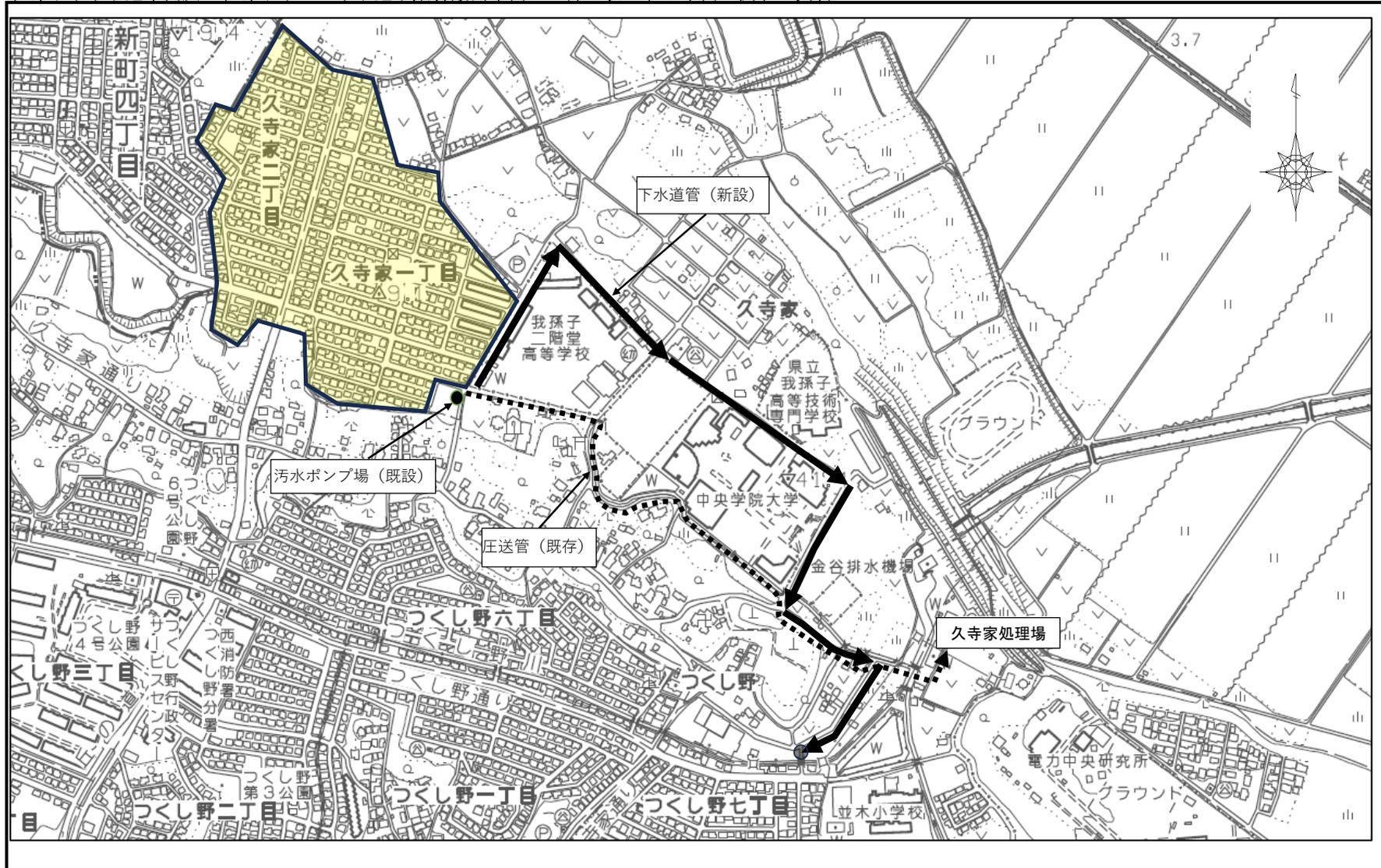
第2条 我孫子市公共下水道事業審議会条例(昭和55年条例第30号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、公共下水道における使用料等の適正化を図るため、我孫子市公共下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、公共下水道 <u>及び地域下水道</u> <u>(以下「公共下水道」という。)</u> における使用料等の適正化を図るため、我孫子市公共下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

我孫子市下水道条例及び我孫子市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例に関する資料



我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 近隣住民 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>建築、開発行為等（指定工作物の築造を除く。）に係る建築物</u>の敷地境界線から当該<u>建築物</u>の高さの等倍に相当する水平距離の範囲内にある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者</p> <p>ウ 冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までに<u>建築、開発行為等に係る中高層建築物</u>により日影となる部分が<u>生ずる</u>土地又は当該土地に存する建築</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 近隣住民 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>予定される建築物（以下「予定建築物」という。）</u>の敷地境界線から当該<u>予定建築物</u>の高さの等倍に相当する水平距離の範囲内にある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者</p> <p>ウ 冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までに<u>予定建築物</u>により日影となる部分が<u>生じる</u>土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者</p>

物の所有者及び占有者

エ **建築、開発行為等に係る中高層建築物**によりテレビジョン放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の受信の障害（以下「テレビ受信障害」という。）が生じ、又は**生ずる**おそれがある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

オ **建築、開発行為等に係る**特定用途建築物の敷地境界線から水平距離で50メートルの範囲内にある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

カ **建築、開発行為等に係る**指定工作物から規則で定める範囲内にある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

(8) 略

（近隣住民への説明）

第6条 事業主は、建築、開発行為等を行おうとするときは、近隣住民に対し、計画内容について規則で定めるところにより、説明しなければならない。**ただし、市長が相当な理由があると認めるときは、この限りでない。**

エ **予定建築物**によりテレビジョン放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の受信の障害（以下「テレビ受信障害」という。）が生じ、又は**生じる**おそれがある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

オ **予定される**特定用途建築物の敷地境界線から水平距離で50メートルの範囲内にある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

カ **予定される**指定工作物から規則で定める範囲内にある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

(8) 略

（近隣住民への説明）

第6条 事業主は、建築、開発行為等を行おうとするときは、近隣住民に対し、計画内容について規則で定めるところにより、説明しなければならない。

2 及び 3 略

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	建築物
略	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業専用地域	略
略	

別表第 2 (第 2 条関係)

区分	規模
居住の用に供する建築物	戸数(寄宿舍又は下宿においては室数)が4戸以上のもの
略	

2 及び 3 略

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	建築物
略	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	略
略	

別表第 2 (第 2 条関係)

区分	規模
居住の用に供する建築物	戸数(寄宿舍又は下宿においては室数)が4戸以上のもの <u>(第 5 条及び第 6 条の規定を適用する場合にあつては、1戸が1K若しくは1DK又は各住戸の床面積が25平方メートル未満のものを除き、10戸以上のもの)</u>
略	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

我孫子市手数料条例の一部を改正する条例

我孫子市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
(1)の表から(5)の表まで 略			(1)の表から(5)の表まで 略		
(6) 建築関係手数料			(6) 建築関係手数料		
アの表からキの表まで 略			アの表からキの表まで 略		
ク 建築基準法施行令関係手数料			ク 建築基準法施行令関係手数料		
手数料を徴収する事務		手数料の金額	手数料を徴収する事務		手数料の金額
敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請	建築基準法施行令 第137条の12 第11項 の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	略	敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請	建築基準法施行令 第137条の12 第6項 の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	略
道路内における建築物に対する制限	建築基準法施行令 第137条の12 第12項 の規定による建築物に対		道路内における建築物に対する制限	建築基準法施行令 第137条の12 第7項 の規定による建築物に対	

の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の様替に係る認定申請	する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の様替に係る認定の申請に対する審査	
略		

ケの表からサの表まで 略

シ マンションの再生等の円滑化に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務		手数料の金額
容積率又は各部分の高さの特例許可申請	マンションの再生等の円滑化に関する法律 （平成14年法律第78号） 第163条の59第1項 の規定による新たに 建築され、又は更新される マンションの容積率 又は各部分の高さ に関する特例の許可の申請に対する審査	略

スの表からソの表まで 略

(7)の表から(10)の表まで 略

の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の様替に係る認定申請	する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の様替に係る認定の申請に対する審査	
略		

ケの表からサの表まで 略

シ マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務		手数料の金額
容積率の特例許可申請	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （平成14年法律第78号） 第105条第1項 の規定による新たに 建築された マンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	略

スの表からソの表まで 略

(7)の表から(10)の表まで 略

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表(6)のクの表の改正規定は、公布の日から施行する。

我孫子市開発行為に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市開発行為に関する条例（平成19年条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(敷地面積の最低限度)</p> <p>第16条 法第33条第4項に規定する政令第29条の3に定める基準に従い条例で定める開発区域内において予定される建築物は、戸建て住宅とし、その敷地面積の最低限度は、次の各号に掲げる区域（地区計画の区域内で、当該地区計画に係る地区整備計画において、建築物の敷地面積の最低限度が定められている区域を除く。）に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。ただし、規則で定めるやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市街化区域 135平方メートル</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(敷地面積の最低限度)</p> <p>第16条 法第33条第4項に規定する政令第29条の3に定める基準に従い条例で定める開発区域内において予定される建築物は、戸建て住宅とし、その敷地面積の最低限度は、次の各号に掲げる区域（地区計画の区域内で、当該地区計画に係る地区整備計画において、建築物の敷地面積の最低限度が定められている区域を除く。）に応じ、それぞれ当該各号に定める面積とする。ただし、規則で定めるやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市街化区域 <u>(第3号に掲げる区域を除く。)</u> 135平方メートル</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例（平成11年条例第10号）第2条第1号に規定する区域のうち規則で定める区域</u> 200平方メートル</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

我孫子市火災予防条例の一部を改正する条例

我孫子市火災予防条例（昭和37年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（簡易サウナ設備）</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び</u></p>	

自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

（一般サウナ設備）

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第

（サウナ設備）

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 略
- (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号

1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)から(6)まで 略

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

(7) 一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2から(15)まで 略

及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 略

2 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1)から(6)まで 略

(7) サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)

(7)の2から(15)まで 略

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条の2第1項の規定により、キャンプ場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(休場日)</u></p> <p><u>第5条 キャンプ場の休場日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。</u></p> <p><u>(登録)</u></p> <p><u>第6条 キャンプ場を使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の登録を受けなければならない。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第8条 略</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、キャンプ場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第5条 略</u></p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第6条 略</u></p>

(目的外使用等の禁止)

第9条 第7条第1項の規定により

使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外のためにキャンプ場を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(使用の取消し等)

第10条 略

(使用料)

第11条 略

(使用料の還付)

第12条 略

(特別の施設の制限等)

第13条 略

(指定管理者による施設の管理)

第14条 教育委員会は、キャンプ場の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、キャンプ場の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(キャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合の読替え)

第15条 前条の規定によりキャンプ場の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条ただし書中「教育委員会が必要があると認め

(目的外使用等の禁止)

第7条 第5条第1項の規定により

使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外のためにキャンプ場を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできない。

(使用の取消し等)

第8条 略

(使用料)

第9条 略

(使用料の還付)

第10条 略

(特別の施設の制限等)

第11条 略

るときは」とあるのは「指定管理者
が必要があると認めるときは、あら
かじめ教育委員会の承認を得て」
と、第6条から第8条まで及び第10
条から第13条までの規定中「教育委
員会」とあるのは「指定管理者」と、
第11条第1項中「別表に定める使用
料」とあるのは「利用料金」と、同
条第2項及び第3項並びに第12条
中「使用料」とあるのは「利用料金」
と読み替えるものとする。

(利用料金)

第16条 指定管理者が管理する場合
の利用に係る料金（以下「利用料金」
という。）は、指定管理者の収入と
して收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める使
用料の範囲内で、あらかじめ教育委
員会の承認を得て、指定管理者が定
める。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者が行う施設の管
理の業務は、次のとおりとする。

- (1) キャンプ場の使用の許可及び
制限に関する業務
- (2) キャンプ場の維持管理に関す
る業務
- (3) その他教育委員会が必要があ
ると認める業務

(管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にキャンプ場を維持管理しなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第19条 指定管理者の指定の手続は、我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第18号）の定めるところによる。

(原状回復の義務)

第20条 使用者は、キャンプ場の使用が終わったとき又は**第10条第1項**の規定により使用を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第21条 使用者は、キャンプ場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第22条 略

別表 (**第11条、第16条関係**)

略

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、キャンプ場の使用が終わったとき又は**第8条第1項**の規定により使用を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第13条 使用者は、キャンプ場の施設等を損傷し、又は滅失したときは、**教育委員会が定める額により**その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 略

別表 (**第9条関係**)

略

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の公布の日から施行日の前日までの間において、我孫子市ふれあいキャンプ場の管理に関し指定管理者を指定した場合は、我孫子市教育委員会がした施行日以後の使用に係る改正前の第5条第1項の規定による許可は、改正後の第7条第1項の規定により当該指定を受けた指定管理者がした許可とみなす。

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例（平成22年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。<u>以下「法」という。</u>）第244条の2第1項の規定により、我孫子市五本松運動広場（以下「運動広場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定める。</p> <p><u>(施設)</u></p> <p><u>第4条 運動広場に次の施設を設ける。</u></p> <p>(1) <u>クラブハウス</u></p> <p>ア <u>会議室</u></p> <p>イ <u>シャワー室</u></p> <p>(2) <u>サッカー・ラグビー場</u></p> <p>(3) <u>陸上競技場</u></p> <p>(4) <u>多目的芝生広場</u></p> <p>(5) <u>駐車場・臨時駐車場</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める施設</u></p> <p><u>(開場時間)</u></p> <p><u>第5条 運動広場の使用時間は、午前</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、我孫子市五本松運動広場（以下「運動広場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定める。</p>

9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第6条 運動広場の休場日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(登録)

第7条 第4条第1号ア若しくは第2号から第4号までに掲げる施設の一部又は全部を専用して使用しようとする者は、あらかじめ、教育委員会の登録を受けなければならない。

(使用の許可)

第8条 第4条第1号ア若しくは第2号から第4号までに掲げる施設を使用しようとする者又は運動広場において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 営利を目的とする事業その他これに類する行為

(2) 物の頒布、募金、興行その他これらに類する行為

(使用の許可)

第4条 運動広場を使用しようとする者(みどりの広場については、専用して使用する者に限る。)は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(3) 競技会、展示会その他これらに類する催しの開催（前2号に掲げる行為を除く。）

2 略

（使用の制限）

第9条 教育委員会は、運動広場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限することができる。

(1) 略

(2) 略

（目的外使用等の禁止）

第10条 **第8条第1項**の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた運動広場を許可を受けた目的以外のために使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の取消し等）

第11条 略

（使用料）

2 略

3 **第1項に規定するみどりの広場を専用して使用する場合は、10人以上の団体が使用する場合には限り行うものとする。**

（使用の制限）

第5条 教育委員会は、運動広場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限することができる。

(1) 略

(2) 営利を目的とする興業その他これに類する行為を行うおそれがあると認めるとき。

(3) 略

（目的外使用等の禁止）

第6条 **第4条第1項**の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた運動広場を許可を受けた目的以外のために使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の取消し等）

第7条 略

（使用料）

第12条 略

(使用料の還付)

第13条 略

(特別の設備の制限)

第14条 略

(指定管理者による施設の管理)

第15条 教育委員会は、運動広場の設

置の目的を効果的に達成するため
必要があると認めるときは、運動広
場の管理を法第244条の2第3項に
規定する指定管理者(以下「指定管
理者」という。)に行わせることが
できる。

(運動広場の管理を指定管理者に
行わせる場合の読替え)

第16条 前条の規定により運動広場

の管理を指定管理者に行わせる場
合においては、第5条ただし書及び
第6条ただし書中「教育委員会が必
要があると認めるときは」とあるの
は「指定管理者が必要があると認め
るときは、あらかじめ教育委員会の
承認を得て」と、第7条から第9条
まで及び第11条から第14条までの
規定中「教育委員会」とあるのは「指
定管理者」と、第12条第1項中「別
表に定める使用料」とあるのは「利
用料金」と、同条第2項及び第3項
並びに第13条中「使用料」とあるの

第8条 略

(使用料の還付)

第9条 略

(特別の設備の制限)

第10条 略

は「利用料金」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第17条 指定管理者が管理する場合
の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める使用料の範囲内で、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定管理者が定める。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者が行う施設の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 運動広場の使用の許可及び制限に関する業務

(2) 運動広場の維持管理に関する業務

(3) その他教育委員会が必要があると認める業務

(管理の基準)

第19条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に運動広場を維持管理しなければならない。

(指定管理者の指定の手続)

第20条 指定管理者の指定の手続は、我孫子市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成

16年条例第18号)の定めるところによる。

(原状回復の義務)

第21条 使用者は、運動広場の使用が終わったとき又は**第11条第1項**の規定により使用を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第22条 使用者は、故意又は過失により施設、器材等を損傷し、又は**毀損**したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第23条 略

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、運動広場の使用が終わったとき又は**第7条第1項**の規定により使用を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失により施設、器材等を損傷し、又は**き損**したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 略

別表を次のように改める。

別表 (第12条、第17条関係)

区分				単位	使用料	
サッカー・ラグビー場及び陸上競技場	日中使用	専用使用 (全部)		一般	1時間につき	3,000円
				高校生以下・65歳以上		1,500円
				専用使用 (一部)		サッカー
			ラグビー場		高校生以下・65歳以上	750円
				4分の1	一般	750円

				面	高校生以下・65歳以上	370円
		共用使用			一般	200円
					高校生以下・65歳以上	100円
	夜間使用	専用使用（全部）			一般	5,800円
					高校生以下・65歳以上	4,300円
		専用使用 （一部）	サッカー ・ラグビー場	半面	一般	2,900円
					高校生以下・65歳以上	2,150円
				4分の1	一般	1,450円
				面	高校生以下・65歳以上	1,070円
		共用使用			一般	400円
					高校生以下・65歳以上	200円
多目的芝生広場	専用使用（全部）				一般	1,000円
					高校生以下・65歳以上	500円

	共用使用	一般	100円
		高校生以下・65歳以上	50円
クラブハウス	大会議室		540円
	小会議室		270円
	シャワー室	1回につき	100円
第8条第1項各号に掲げる行為をする場合		10平方メートル当たり1日につき	210円

備考

- 1 この表において「日中使用」とは、次の各号に掲げる施設を使用する日の属する月の区分に応じ、当該各号に定める時間に施設を使用することをいう。
 - (1) 1月、2月、10月及び11月 午後5時前まで
 - (2) 3月、4月及び9月 午後6時前まで
 - (3) 5月から8月まで 午後7時前まで
 - (4) 12月 午後4時前まで
- 2 この表において「夜間使用」とは、日中使用以外に施設を使用することをいう。
- 3 この表において「専用使用」とは、施設の一部又は全部を専用して使用することをいう。
- 4 この表において「共用使用」とは、個人が施設を専用しないで使用することをいう。
- 5 この表において「高校生以下・65歳以上」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 市内に在住し、又は在学する高校生以下の者
- (2) 市内に在住し、又は在勤する65歳以上の者
- (3) 規則で定めるところにより、当該年度の4月1日において構成員の半数以上が第1号又は前号に掲げる者である団体として認定を受けた団体であつて、かつ、施設を使用する構成員の半数以上が第1号又は前号に掲げる者である団体

6 第8条第1項各号に掲げる行為をする場合において、10平方メートル未満の端数は、10平方メートルとして取り扱う。

7 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者以外の者（以下「市外在住者等」という。）又は施設を使用する構成員の半数以上が市外在住者等である団体が施設を使用する場合の使用料は、この表に掲げる額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。

8 業として写真若しくは映像の撮影又は興行を行うために施設を使用する場合の使用料は、この表に掲げる額にそれぞれ4を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の公布の日から施行日の前日までの間において、我孫子市五本松運動広場の管理に関し指定管理者を指定した場合は、我孫子市教育委員会がした施行日以後の使用に係る改正前の第4条第1項の規定による許可は、改正後の第8条第1項の規定により当該指定を受けた指定管理者がし

た許可とみなす。

我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例

我孫子市附属機関設置条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期	執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期
略					略				
教育委員会	我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会	略			教育委員会	我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会	略		
					我孫子市五本松運	我孫子市五本松運動広場整備事業者の選定そ	5人以内	調査審議が終了す	

備考 略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="839 221 911 714">勳広 場整 備事 業者 選定 委員 会</td> <td data-bbox="911 221 1241 714">の他我孫子 市五本松運 勳広場整備 事業に関し 必要な事項 について調 査審議する こと。</td> <td data-bbox="1241 221 1313 714">る日 まで</td> </tr> </table>	勳広 場整 備事 業者 選定 委員 会	の他我孫子 市五本松運 勳広場整備 事業に関し 必要な事項 について調 査審議する こと。	る日 まで
勳広 場整 備事 業者 選定 委員 会	の他我孫子 市五本松運 勳広場整備 事業に関し 必要な事項 について調 査審議する こと。	る日 まで		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 我孫子市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
別表(第2条関係) (1)の表 略 (2) 附属機関の委員等 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 1603 454 1666">区分</th> <th data-bbox="454 1603 783 1666">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="193 1666 783 1729">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1729 454 1973">公園坂通り施設活用事業者選考委員会委員</td> <td data-bbox="454 1729 783 1973">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略		公園坂通り施設活用事業者選考委員会委員	略	別表(第2条関係) (1)の表 略 (2) 附属機関の委員等 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="839 1603 1101 1666">区分</th> <th data-bbox="1101 1603 1430 1666">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="839 1666 1430 1729">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1729 1101 1973">公園坂通り施設活用事業者選考委員会委員</td> <td data-bbox="1101 1729 1430 1973">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略		公園坂通り施設活用事業者選考委員会委員	略
区分	報酬の額												
略													
公園坂通り施設活用事業者選考委員会委員	略												
区分	報酬の額												
略													
公園坂通り施設活用事業者選考委員会委員	略												

		<u>五本松運動広 場整備事業者 選定委員会委 員</u>	<u>日額 9,000円</u>
略		略	
(3)の表及び(4)の表 略		(3)の表及び(4)の表 略	

指定事務事業問題点・対応報告書

次の指定事務事業について問題が生じたので、問題点とその対応策について報告します。

指定事務事業名： 布佐排水区の整備

基本施策名： 1-2 浸水対策の推進

担当部課名： 建設部 治水課

報告日： 令和8年1月29日

1. 問題点及び問題点が生じた理由等

布佐排水区3-1雨水枝線整備工事は、当初7月から令和8年2月までを予定していました。しかし、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故により、国から全国特別重点調査の実施要請があり、調査結果を令和8年2月までに報告する必要があったため、調査対応を最優先に行いました。このことから、布佐排水区3-1雨水枝線整備工事は、10月から令和8年5月までに変更しましたが、特別重点調査の業務量が想定以上に多かったこと、及び関係機関や住民との協議にも時間を要したため、工事の発注に更なる遅れが生じました。

2. 今後の対応策

業務調整を図り、関係機関及び住民等との協議が整ったことから、令和8年3月に発注し、令和8年10月の工事完了を目指します。

令和8年第1回市議会臨時会提出議案

	議 案	議 案 要 旨						
議案 1	工事請負契約の締結について	<p>我孫子市立湖北小学校屋内運動場建設工事の請負契約を締結するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約の目的 我孫子市立湖北小学校屋内運動場建設工事 ○契約の方法 総合評価方式一般競争入札による契約 ○契約金額 582,102,400円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 52,918,400円) ○契約の相手方 我孫子市寿2丁目1番15号 立沢建設株式会社 代表取締役 立沢 隆 <p style="text-align: right;">【教育委員会総務課】</p>						
議案 2	令和7年度我孫子市一般会計補正予算（第8号）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">予算現額</td> <td style="text-align: center;">補正予算額</td> <td style="text-align: center;">計（千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51,903,034</td> <td style="text-align: center;">4,966</td> <td style="text-align: center;">51,908,000</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>	予算現額	補正予算額	計（千円）	51,903,034	4,966	51,908,000
予算現額	補正予算額	計（千円）						
51,903,034	4,966	51,908,000						
報告 1	専決処分の報告及び承認について（令和7年度我孫子市一般会計補正予算（第6号））	<p>子育て応援手当の支給に要する経費の予算措置について、急を要するため、令和7年度我孫子市一般会計補正予算（第6号）に係る専決処分をしたので、その承認を求めるもの</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>						
報告 2	専決処分の報告及び承認について（令和7年度我孫子市一般会計補正予算（第7号））	<p>衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費の予算措置について、急を要するため、令和7年度我孫子市一般会計補正予算（第7号）に係る専決処分をしたので、その承認を求めるもの</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>						
報告 3	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）	<p>令和7年12月9日午後3時50分頃、我孫子市緑2丁目3番地先の丁字路において、職員が公用車を左折させたところ、当該公用車の左側スライドアが賠償相手方宅の駐車場のポールに接触し、当該ポールを損傷させた。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 専決処分日 令和7年12月26日 (2) 損害賠償の額 59,400円 (3) 過失割合 市100% 相手方0% <p style="text-align: right;">【秘書広報課】</p>						

		<p>令和7年9月20日正午頃、賠償相手方が乗用車で我孫子市都部新田83番地先道路を走行中、市が管理する水路敷に生える樹木の枝が当該道路内に伸びていたことから、当該枝が当該乗用車に接触し、当該乗用車の左側フロントドア及びスライドドアを損傷させた。</p> <p>(1) 専決処分日 令和8年1月8日 (2) 損害賠償の額 19,805円 (3) 過失割合 市50% 相手方50%</p> <p style="text-align: right;">【治水課】</p> <p>令和7年9月21日午前、賠償相手方が乗用車で我孫子市都部新田83番地先道路を走行中、市が管理する水路敷に生える樹木の枝が当該道路内に伸びていたことから、当該枝が当該乗用車に接触し、当該乗用車の左側フロントドア、スライドドア等を損傷させた。</p> <p>(1) 専決処分日 令和8年1月8日 (2) 損害賠償の額 28,358円 (3) 過失割合 市50% 相手方50%</p> <p style="text-align: right;">【治水課】</p>
報告4	専決処分の報告について（和解）	<p>事件の概要</p> <p>和解の相手方が、ふるさと納税の返礼品に係るレビューを誤って削除したことにより生じた損害の賠償として、和解条項に基づき、先着100人に対して粗品を提供するレビューキャンペーンを実施したものの、当該キャンペーンの対象となった者が4人しかおらず、賠償に足る効果が生じていないことから、和解の相手方から和解条項の変更について申出があった。</p> <p>和解の相手方 船橋市西船4丁目19番3号 株式会社フューチャーリンクネットワーク 代表取締役 石井 丈晴 専決処分日 令和8年1月19日</p> <p style="text-align: right;">【企画政策課】</p>

令和8年第1回市議会定例会提出予定議案

	議 案	議 案 要 旨
議案1	我孫子市一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	円滑な人材の確保のため、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対し支給する初任給調整手当を新設し、及び給与の適正化を図るため、給料を減額する特例措置に関し、職務の級が7級の職員について減額割合を改定するもの 【人事課・経営課】
議案2	我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を考慮し、常勤の特別職の職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するもの 【人事課】
議案3	我孫子市福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	障害福祉サービスを始めとする市の障害者支援に関する事業の安定的及び継続的な運営を維持するため、支給対象者の範囲を改めるもの 【障害者支援課】
議案4	我孫子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年度の税制改正の影響により、令和8年度の介護保険料段階を判定する際に保険料段階が変わりうる第1号被保険者については、令和7年度改正前と同様の判定となるよう介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの 【高齢者支援課】
議案5	我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	千葉県が示す標準保険料率を踏まえ、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率を改定するとともに、地方税法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金課税額を国民健康保険税の課税額に加えるもの 【国保年金課】
議案6	我孫子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	内閣府令に定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を速やかに本市における基準に反映し、及び業務の効率化を図るため、条例における基準の規定方法を、内閣府令を引用する形式に改めるもの 【子ども支援課】

議案 7	我孫子市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもの 【保育課】
議案 8	我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	内閣府令に定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を速やかに本市における基準に反映し、及び業務の効率化を図るため、条例における基準の規定方法を、内閣府令を引用する形式に改めるもの 【保育課】
議案 9	我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	内閣府令に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を速やかに本市における基準に反映し、及び業務の効率化を図るため、条例における基準の規定方法を、内閣府令を引用する形式に改めるもの 【保育課】
議案 10	我孫子市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について	中小企業者等への事業資金の貸付けについて、金融機関との間において定める貸付利率が、条例で定める利子補給の上限である年3パーセントを超える見込みとなっており、今後も中小企業者等に対し必要な支援を行うため、利子補給の上限を年4パーセントに改めるもの 【企業立地推進課】
議案 11	我孫子市下水道条例及び我孫子市公共下水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について	地域下水道の区域に接続する下水道管工事が完了することから、当該区域を公共下水道の区域とするとともに、地域下水道及びし尿処理施設を廃止するもの 【下水道課】
議案 12	我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例の制定について	建築、開発行為等に係る事業主の義務を、より近隣住民へ及ぼす影響の大きさに応じたものとするため、近隣住民への説明の義務の例外を定め、及び集合住宅等に係る標識の設置及び近隣住民への説明の義務について、4戸以上の集合住宅等の全てを対象とするとともに、条文を整備するもの 【都市計画課】

議案 13	我孫子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴い、手数料を徴収する事務に新たな事務を加えるとともに、同法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、条文を整理するもの 【建築住宅課】						
議案 14	我孫子市開発行為に関する条例の一部を改正する条例の制定について	開発区域内において予定される戸建て住宅の敷地面積の最低限度に関する制限について、条例第16条第1項第3号に規定する区域における制限を適用することができないことから、当該区域を制限の対象となる区域から除くもの 【市街地整備課】						
議案 15	我孫子市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に係る基準を新たに定めるとともに、本市が住宅における火災の予防を推進するため実施に努める施策に感震ブレーカーの普及の促進を加えるもの 【予防課】						
議案 16	我孫子市ふれあいキャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	我孫子市ふれあいキャンプ場に指定管理者制度を導入し、指定管理者に管理を行わせるため、必要な事項を定めるもの 【文化・スポーツ課】						
議案 17	我孫子市五本松運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	我孫子市五本松運動広場のリニューアルオープンに伴い、新たに設置する施設及びその使用料等を定めるとともに、当該運動広場に指定管理者制度を導入し、指定管理者に管理を行わせるため、必要な事項を定めるもの 【文化・スポーツ課】						
議案 18	我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	我孫子市五本松運動広場整備事業者の選定が終了し、所期の目的を達成したことから、我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会を廃止するもの 【文化・スポーツ課】						
議案 19	令和7年度我孫子市一般会計補正予算（第9号）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予算現額</th> <th>補正予算額</th> <th>計（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51,908,000</td> <td>1,168,000</td> <td>53,076,000</td> </tr> </tbody> </table> 【財政課】	予算現額	補正予算額	計（千円）	51,908,000	1,168,000	53,076,000
予算現額	補正予算額	計（千円）						
51,908,000	1,168,000	53,076,000						

議案 20	令和 7 年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	予算現額 11,873,774	補正予算額 △918	計 (千円) 11,872,856	【国保年金課】
議案 21	令和 7 年度我孫子市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	予算現額 13,466,727	補正予算額 △159,971	計 (千円) 13,306,756	【高齢者支援課】
議案 22	令和 7 年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	予算現額 2,850,615	補正予算額 57,269	計 (千円) 2,907,884	【国保年金課】
議案 23	令和 7 年度我孫子市下水道事業会計補正予算 (第 4 号)		既決予定額	補正予定額	計 (千円)
		収益の収入	3,204,664	△64,301	3,140,363
		収益の支出	2,863,730	△64,301	2,799,429
		資本の収入	2,085,959	83,057	2,169,016
		資本の支出	2,618,787	82,096	2,700,883
					【下水道課】
議案 24	令和 7 年度我孫子市水道事業会計補正予算 (第 3 号)		既決予定額	補正予定額	計 (千円)
		収益の収入	2,752,498	0	2,752,498
		収益の支出	2,698,883	0	2,698,883
		資本の収入	934,249	5,734	939,983
		資本の支出	1,832,299	31,570	1,863,869
					【経営課】
議案 25	令和 8 年度我孫子市一般会計予算	予算額 (千円) 51,230,000			【財政課】
議案 26	令和 8 年度我孫子市国民健康保険事業特別会計予算	予算額 (千円) 11,718,000			【国保年金課】
議案 27	令和 8 年度我孫子市介護保険特別会計予算	予算額 (千円) 14,520,000			【高齢者支援課】

議案 28	令和 8 年度我孫子市後期高齢者医療特別会計予算	予算額 (千円) 3,282,000	【国保年金課】										
議案 29	令和 8 年度我孫子市下水道事業会計予算	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>予算額 (千円)</td> </tr> <tr> <td>下水道事業収益</td> <td>3,226,164</td> </tr> <tr> <td>下水道事業費用</td> <td>2,887,188</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>2,339,369</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>2,958,851</td> </tr> </table>		予算額 (千円)	下水道事業収益	3,226,164	下水道事業費用	2,887,188	資本的収入	2,339,369	資本的支出	2,958,851	【下水道課】
	予算額 (千円)												
下水道事業収益	3,226,164												
下水道事業費用	2,887,188												
資本的収入	2,339,369												
資本的支出	2,958,851												
議案 30	令和 8 年度我孫子市水道事業会計予算	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>予算額 (千円)</td> </tr> <tr> <td>水道事業収益</td> <td>3,580,550</td> </tr> <tr> <td>水道事業費用</td> <td>2,971,949</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>1,184,360</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>2,346,194</td> </tr> </table>		予算額 (千円)	水道事業収益	3,580,550	水道事業費用	2,971,949	資本的収入	1,184,360	資本的支出	2,346,194	【経営課】
	予算額 (千円)												
水道事業収益	3,580,550												
水道事業費用	2,971,949												
資本的収入	1,184,360												
資本的支出	2,346,194												
議案 31	工事請負契約の締結について	<p>我孫子市立我孫子第四小学校給排水設備等更新工事の請負契約を締結するもの</p> <p>○契約の目的 我孫子市立我孫子第四小学校給排水設備等更新工事</p> <p>○契約の方法 総合評価方式一般競争入札による契約</p> <p>○契約金額 239,800,000円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 21,800,000円)</p> <p>○契約の相手方 松戸市稔台七丁目7番地の13 井上ビル2階 株式会社ダイエックス 代表取締役 伊藤 喜代司</p>	【教育委員会総務課】										

議案 32	工事請負契約の締結について	<p>我孫子市立布佐南小学校屋内運動場屋根、外壁等改修工事の請負契約を締結するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約の目的 我孫子市立布佐南小学校屋内運動場屋根、外壁等改修工事 ○契約の方法 総合評価方式一般競争入札による契約 ○契約金額 199,870,000 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 18,170,000円) ○契約の相手方 我孫子市寿2丁目1番15号 立沢建設株式会社 代表取締役 立沢 隆 <p style="text-align: right;">【教育委員会総務課】</p>
議案 33	工事請負契約の締結について	<p>我孫子市立湖北台中学校第2校舎ほか屋上防水、外壁等改修工事の請負契約を締結するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約の目的 我孫子市立湖北台中学校第2校舎ほか屋上防水、外壁等改修工事 ○契約の方法 総合評価方式一般競争入札による契約 ○契約金額 未定 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 未定) ○契約の相手方 未定 <p style="text-align: right;">【教育委員会総務課】</p>